京都市がん検診推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚生労働省において作成された「新たなステージに入ったがん検診 の総合支援事業実施要綱」(以下「国要綱」という。)で規定された特定の年齢に達し た市民に対してがん検診の受診勧奨を実施するとともに、子宮頸がん検診及び乳がん検 診の実費負担金を免除することにより、がん検診の受診を促進することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 本事業の対象者は次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 当該年度の4月20日において、本市に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年 法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 当該年度の4月1日において、次に掲げるがん検診の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たす者

ア 子宮頸がん検診 20歳の女性

イ 乳がん検診 40歳の女性

(事業の実施)

- 第3条 本市は、対象者に対し、京都市子宮頸がん検診無料クーポン券又は京都市乳がん 検診無料クーポン券(以下「クーポン券」という。)を送付する。
- 2 クーポン券の有効期間は、当該年度の3月31日までとする。

(検診の実施)

第4条 がん検診の実施については、京都市子宮がん検診実施要綱及び京都市乳がん検診 実施要綱の規定を適用する。

(費用の免除)

第5条 クーポン券を用いて本市の子宮頸がん検診または乳がん検診の実費負担金の免除 を受けようとする者は、受診受付時に指定医療機関又は京都予防医学センター(以下「実 施機関」という。) にクーポン券を提出しなければならない。

(再発行の申請)

第6条 クーポン券の再発行を求める者は、市長に申請しなければならない。

(転入者の取扱い)

第7条 当該年度の4月21日以降に本市に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、かつ、他の市町村で交付された国要綱に規定するクーポン券を有する者は、第2条に規定する対象者とみなす。

2 前項にある者で、かつ、本市の子宮頸がん検診または乳がん検診の実費負担金の免除を受けようとする者は、検診を受診するまでに、市長に申請しなければならない。

(実費負担金の還付)

- 第8条 第3条第2項に定める有効期間中に、実費負担金を支払って本市が実施するがん 検診を受診した者がその還付を求める場合は、「京都市子宮頸がん検診受診料金」還付 請求書(第1号様式)又は「京都市乳がん検診受診料金」還付請求書(第2号様式)に クーポン券及び実費負担金を支払ったことを証する書類を添えて、市長に請求しなけれ ばならない。
- 2 実費負担金を支払ったことを証する書類を提出することができない場合は、本市が実施機関へ実費負担金を支払ったことを確認することで、書類の提出に代えるものとする。
- 3 還付の請求は、当該年度の翌年度4月30日までに行うものとし、郵送により請求を 行う場合においては、当該日の消印を有効とする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

「京都市子宮頸がん検診受診料金」還付請求書

日	A 1
---	-----

(宛先) 京都市長

住 所	京都市	区
氏 名		

下記の金額を請求します。

記

金額 ¥ 1 0 0 0

ただし、「がん検診推進事業」に係る子宮頸がん検診受診料金の還付金として

なお,上記の還付金は,次の口座に振り込んでください。

振込先金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	フリガナ 口座名 義
銀行金庫	支店	普通		

(ゆうちょ銀行用)

(アノンの近日)	19/			
	支店名(店番)	預金種目	口座番号	フリガナ 口座名義
ゆうちょ銀行		普通		

「京都市乳がん検診受診料金」還付請求書

令和	年	月	日
----	---	---	---

(宛先) 京都市長

	京都市	区	
住 所			
氏 名			

下記の金額を請求します。

記

金 額 ¥ 1 3 0 0

ただし、「がん検診推進事業」に係る乳がん検診受診料金の還付金として

なお,上記の還付金は,次の口座に振り込んでください。

振込先金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	フリガナ 口座名義
銀行金庫	支店	普通		

(ゆうちょ銀行用)

(17) 30 24 117	支店名(店番)	預金種目	口座番号	フリガナ 口座名義
ゆうちょ銀行		普通		